

質 問 ・ 回 答

令和8年7月21日公表

件名	令和8年度札幌市下水道事業の官民連携手法に係る検討業務
質問1	複数企業による共同提案体（JV）の参加は可能か。また、JVによる参加が可能な場合に各構成企業に求められる要件は何か。
回 答	本企画競争の参加者は、企画提案書「4. 提案者の資格」に掲げる条件を全て満たす単体企業に限定しており、複数企業による共同提案体（JV）での参加は認めておりません。 ただし、本業務は下水道事業及び事業運営に関する高度な知見を有する者による業務執行体制を求めていますので、単体企業において当該執行体制を確立できない場合については、一部の業務を他業種の企業へ再委託する業務執行体制を認めることとしています。（再委託先の企業については、企画提案書「4. 提案者の資格」に掲げる条件のうち、(1)から(6)までの条件を満たしていることを誓約する書面を提出していただきます。） 具体例として、提案者が財務・監査等を主たる事業内容とする監査法人等である場合は、本業務のうち、下水道事業に関する検討や作業について、下水道事業に知見のある建設コンサルタント等に再委託することを認めます。 また、提案者が建設コンサルタント等の場合は、本業務のうち、財務等の事業運営に関する作業について、監査法人等に再委託することを認めます。 いずれ場合においても、本業務の総合的な企画、進捗管理、成果物のとりまとめ等、業務の総括に関わるものについては、契約締結後に受託者となった企業（提案者）が自ら行うこととし、再委託は認めませんのでご注意ください。 なお、再委託を前提として本企画競争に参加する場合は、企画提案書を作成する際、「業務実施体制（様式5）」等に、「再委託先の企業名」「担当する業務の具体的な内容」「提案者との役割分担（実施体制図）」を明確に記載してください。
質問2	「地方公共法人日本下水道事業団」が発注した「ウォーターPPPを含むPPP/PFI方式に係る検討業務又は入札公募支援業務若しくは事業運営支援業務を元請として受託した実績」は、参加資格として認められるか。
回 答	参加資格の審査において、地方公共法人日本下水道事業団が、水の官民連携に係る地方公共団体への支援として、地方公共団体に代わり委託契約を行い、水の官民連携に係る導入検討や入札公募準備等を実施した業務は、地方公共団体が発注した業務とみなします。

質問3	提案説明書7「提案書の作成」(1)に「書類ウ～キについては、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「〇〇社」等の記載をすること。」とあるが、監査法人や法律事務所、建設コンサルタント等の業態を示す表現は使用不可か(例:監査法人A、法律事務所B など)。
回答	提出書類に関して、「正本用」として提出する書類には会社名等の情報を正確に記載して下さい。 一方、「審査用」として提出する書類には、7(1)に記載のとおり、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「A社」等の記載をしてください。 また、業態を示す表現として、例えば、建設コンサルタント、監査法人、経営コンサルタント、ゼネコン、シンクタンク、法律事務所などは使用可能です。 なお、「審査用」として提出する書類に、会社名及び会社名を類推できる表現が使用されている場合、修正を求めることがあります。
質問4	「提案書の公開に係る意向申出書(様式7)」について、印鑑で社名が判明してしまうことや E-mail のドメインで社名が判明してしまうことが考えられるため、会社住所・社名・代表者名・印鑑・担当者の連絡先・電話番号・E-mail は記載不要で、提出日付のみ記載すればよろしいか。
回答	「審査用」として提出する「提案書の公開に係る意向申出書(様式7)」については、会社名、所在地、代表者のほか、連絡先である部署名や電話番号、E-Mailの記載は不要であり、社印の押印も不要です。提出日付及び提案書の公開の承諾又は非公開の希望を記載してください。
質問5	2026年7月8日の質問回答①で「なお、再委託を前提として本企画競争に参加する場合は、企画提案書を作成する際、「業務実施体制(様式5)」等に、「再委託先の企業名」「担当する業務の具体的な内容」「提案者との役割分担(実施体制図)」を明確に記載してください。」とある。 様式5では、「会社名及び会社名を類推できる表現はせず」と提案説明書7「提案書の作成」(1)に記載がありますが、再委託先については企業名を正本、審査用ともに記載することによろしいか。
回答	再委託先の会社名等を記載する必要がある書類について、「正本用」の書類には会社名等の情報を正確に記載して下さい。「審査用」の書類には、7(1)に記載のとおり、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「〇〇社」等の記載をしてください。
質問6	再委託を前提とした場合、再委託先の参加者や技術者について、「配置予定主任技術者・担当技術者の概要(様式6)」を作成することは任意か。
回答	再委託先の会社等に所属する技術者に関して、「配置予定主任技術者・担当技術者の概要(様式6)」の提出は任意となります。 なお、提出いただいた書類は、審査の対象になります。

質問 7	2026年7月8日の質問回答①で「再委託先の企業については、企画提案書「4. 提案者の資格」に掲げる条件のうち、(1)から(6)までの条件を満たしていることを誓約する書面を提出」とあるが、どの段階で提出したらよいか。また、定まった様式はあるか。
回 答	2026年7月8日の質問回答①に記載している再委託先の企業の参加資格に関する書類については、提案書の提出と同時にご提出してください。 また、様式は任意様式ですが、様式のひな形を用意しましたのでご利用ください。任意様式でご提出される場合は、提案者（申出人）及び再委託先企業それぞれの住所、社名、代表者名に加え、参加資格条件(1)～(6)をすべて満たすことを誓約する旨を記載してください。
質問 8	プレゼンテーションに出席可能な3名に再委託先を含めることは可能か。
回 答	提案企業に所属する説明者の出席を1名以上必須とします。なお、再委託先企業に所属する説明者の出席も可能です。
質問 9	提案説明書 5「参加に係る手続き」(2)に記載されている提出物ア及びイについて、電子メールによる送付のみでよいか。電子メールで提出した場合、別途郵送による提出は必要か。
回 答	提出物ア及びイについて、電子メールによる提出の場合、別途郵送による提出は不要です。なお、提案説明書 5(4)に記載のとおり、郵送又は電子メールによる提出の場合は、提出先までその旨を電話連絡してください。
質問10	様式 4 及び様式 6 について、提案説明書に「ウォーターPPPを含むPPP/PFI方式に係る検討業務等を受託した実績」が多数ある場合、実績を記入する欄が 2 ページ目に入ってもよろしいか。あるいは、1 ページで収まる範囲内で記入すべきか。
回 答	様式 4 及び様式 6 について、実績を記入する欄が 2 ページ目に入ることは差し支えありません。
質問11	再委託先の(様式4_会社概要)の作成は不要との理解でよろしいか。
回 答	再委託先の会社概要に関して、「会社概要（様式 4）」の提出は任意です。なお、提出いただいた書類は、審査の対象になります。

質問12	本業務に配置する主任技術者等について、資格要件（技術士、RCCM等）はあるか。 また、本業務において、照査技術者の配置は求められていないが、不要と判断してよいか。照査技術者の配置が必要な場合、主任技術者等と同等の資格者を配置することによりか。
回 答	本業務においては、主任技術者等に対する資格要件（技術士、RCCM等）を設けておらず、また、照査技術者の配置を義務付けておりません。 なお、本業務は、下水道事業及び事業運営に関する高度な知見を有する者による業務執行体制や、参加者及び主任技術者等が本業務の履行に十分な実績を有していることを求めています。 このため、提案書評価基準（別紙2）においては、「業務を的確かつ円滑に進められる実施体制（人員数、配置、分担等）となっている」や「本業務の履行にあたり、配置される主任技術者等が十分な実績を有している」などを評価の視点として設定しており、これらの基準を踏まえて審査を行います。 また、業務概要（別紙1）の一般仕様書1.9「品質管理」において、「受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、社内検査を行い、適正な品質管理を行うこと。社内検査を行う技術者は相当な技術経験を有する者とし、検査の項目及びその結果を担当職員に報告しなければならない。」と規定しておりますので、当該規定を踏まえた品質管理を行っていただく必要があります。
質問13	本業務の受注により、今後発注される「水の官民連携」事業において事業者となることを妨げるものではないと理解してよろしいか。
回 答	「水の官民連携」事業は、本業務の検討を踏まえ、今後、導入可否を判断する予定です。仮に「水の官民連携」事業を導入する場合において、提案説明書5「留意事項」に記載のとおり、本業務は入札・公募支援に係る業務ではないため、事業者の参画条件につきましては、ご認識のとおりです。
質問14	本業務において提出する参考見積書については、評価に含まれないという認識でよろしいか。
回 答	本業務は、下水道事業及び事業運営に関する高度な知見を有する者による業務執行体制と、合理的で具体的な業務工程を求めています。 このため、提案書評価基準（別紙2）においては、「業務を的確かつ円滑に進められる実施体制（人員数、配置、分担等）となっている」や「業務工程が具体的かつ合理的に計画されている」などを評価の視点として設定しております。 提案説明書7(1)に記載している「提案内容に関する参考見積書」は、上記の視点に基づいて評価を行う際の要素の一つとして、審査の対象となります。

質問15	提案書（自由様式・A4）は、プレゼンテーション審査においてそのまま使用され、別途PPT等の資料配布や差し替えは不可との認識でよろしいか。
回 答	ご認識のとおり、二次審査（プレゼンテーション審査）においては、提出された「提案内容（様式自由、A4版横）」を使用して提案内容を説明していただきます。 また、「提案内容（様式自由、A4版横）」を含むその他の提出物についても、資料の追加や差し替えは認めません。